

1 国民健康保険の子ども(18歳未満)に係る制度の見直し

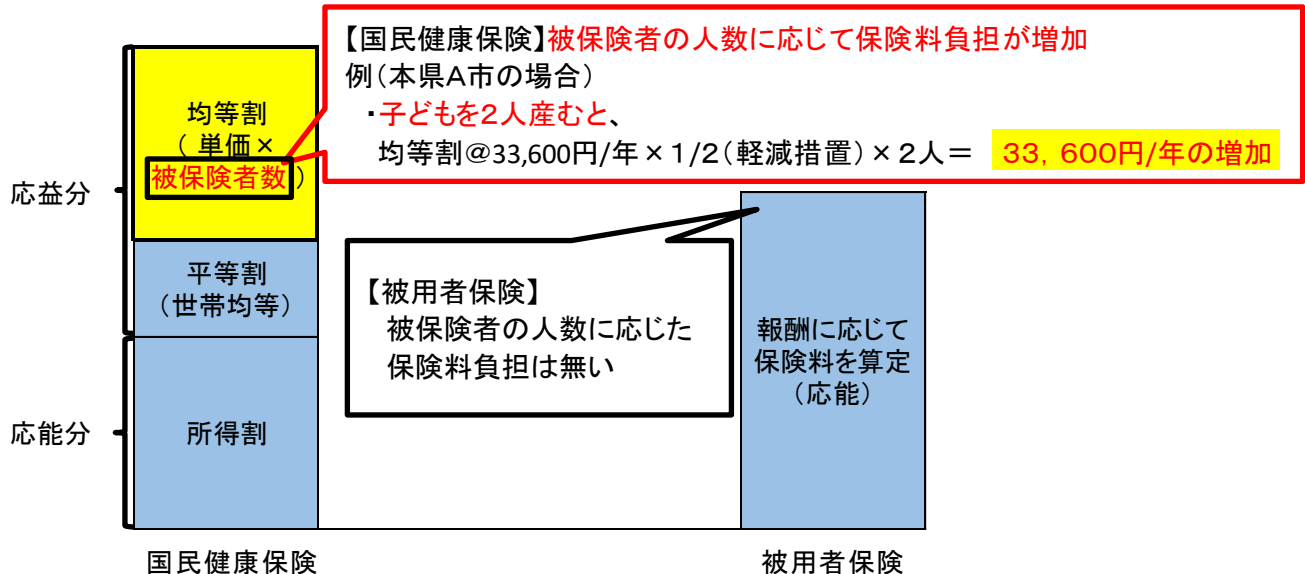
①子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置

- ・本県の子ども医療費助成は、県・市町村の協議により県域での一体的取組として、平成28年度から中学生までの子どもを対象基準としている。
- ・給付方式は、国保の減額調整回避を前提に、令和元年度からは県内全市町村で、未就学児のみ現物給付方式とし、小学生からは自動償還方式を採用し、保険料水準の統一に向けて県内市町村が足並みを揃えている。
- ・子ども医療費助成は、子育て支援、少子化対策に対応するためのものであることに鑑みれば、未就学児と就学児で差を設ける合理性はなく、**現物給付に係る国保の減額調整措置は全廃**することが適切である。

②国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置

- ・医療保険制度のうち、被用者保険の保険料は、被用者(扶養者)本人の報酬額に応じて保険料が決まるため、子ども(被扶養者)の有無・数には影響を受けない。
- ・一方、**国民健康保険の保険料**は、応能割と応益割で構成され、被用者保険にはない応益割は、世帯に課される平等割と、所得のない子どもも含めた被保険者に課される均等割から成るため、**子どもが増えると保険料が増加する仕組みとなっており、子育て世帯の経済的負担が大きい。**

<世帯当たり保険料のイメージ>



2 国保中央会・国保連が運用する国保総合システムの更改

○国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援

- ・奈良県国保連では、令和6年度の「国保総合システム」更改に向け、審査支払手数料等の負担増を招かないよう、計画的な財源の確保に努めてこられた。
- ・しかし、国方針に基づき、同システムと支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改が求められたことで、奈良県国保連では**想定外のイニシャル及びランニングコストに対する多額の財源不足が生じる見込み**である。
- ・そのため、審査支払手数料等の引き上げが必要となった場合には、**当該必要経費の確保に伴う被保険者(保険料)や地方自治体(負担金)の負担増**が懸念される。

国にお願いすること

1 国民健康保険の子ども(18歳未満)に係る制度の見直し

医療保険制度間の公平と子ども・子育て支援の観点から、

- ① すべての子どもに対して、**現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止**されたい。
- ② 子どもに係る**均等割保険料軽減措置の対象範囲及び軽減割合を拡充**されたい。

2 国保中央会・国保連が運用する国保総合システムの更改

○ 国保総合システムについて、支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改を求められているが、当該目的達成には通常の変更に比べ**費用の掛かり増しが生じることから、保険料への転嫁を回避するために、所要の財政支援を**図られたい。